

水利使用規則

（目的）

第 1 条 この規則は、綾川総合土地改良区(以下「土地改良区」という)における、かんがい施設の管理等に関する事項を定め施設の適正な維持管理と効率的な水利用を図ることを目的とする。

（修復義務）

第 2 条 かんがい施設を破損したものは、ただちに土地改良区に届け出るとともに、当該修復工事に要する費用の負担をし、損失を補償しなければならない。

（給水の停止）

第 3 条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、使用者(原因者)に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) かんがい目的以外に使用していると認められたとき
- (2) 畑に水を溜め、稲作等として使用していると認められたとき
2. 給水の停止により利害関係人、その他の者から異議の申し出があった場合は、給水停止原因者の責任とする。
3. 給水の停止に要する経費は、原因者負担とする。

（制裁措置）

第 4 条 理事長は、前条の命令に従わなかった者に対し、制裁金を課することができる。

2. 前項制裁金については、その都度、理事会にて協議する。

（その他）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年2月10日から施行する。